

有害大気汚染物質測定結果(令和5年度)

■環境基準

調査対象項目	環境基準
ジクロロメタン	1年平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。 ^{※1}
ベンゼン	1年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。 ^{※2}
トリクロロエチレン	1年平均値が $0.13\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。 ^{※3}
テトラクロロエチレン	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。 ^{※2}

※1 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について〔改定〕(平成13年4月20日環境省告示30号)

※2 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について(平成9年2月4日環境庁告示4号)

※3 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について〔改定〕(平成13年11月19日環境省告示100号)

単位:($\mu\text{g}/\text{m}^3$)

調査対象項目	項目 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値 ^{※4}
		ジクロロメタン	0.82	3	0.67	1.1	0.46	0.69	2.2	1.10	1	2.1	3.1	
ベンゼン	0.38	0.8	0.46	0.66	0.13	0.2	1.60	0.53	0.65	1.7	1.5			
トリクロロエチレン	0.61	0.8	0.49	0.21	tr(0.019)	0.12	1.10	0.72	0.62	3.10	2.70			
テトラクロロエチレン	tr(0.11)	tr(0.12)	tr(0.061)	tr(0.04)	<0.025	tr(0.036)	0.13	0.110	0.12	0.4	0.33			

※1 環境基準値

※2 定量下限値未満、検出下限値以上の場合は、測定値に「tr()」を付けて表示した。

※3 検出下限値未満の場合は、検出下限値に「<」を表示した。

※4 平均値の計算では検出下限値未満の場合に限って、検出下限値の1/2の値を用いた。

※5 検出下限値とは、その測定において検出できる最小の濃度のこと。
定量下限値とは、その測定において定量できる最小の濃度のこと。